

ワ接 第 1541 号
令和 4 年 8 月 10 日

府内高齢者施設等施設長 様
府内居宅サービス事業所長 様
府内訪問系サービス事業所長 様

大阪府健康医療部ワクチン接種推進課長
大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長
大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府巡回接種チームの対象施設等の拡大について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応では多大なご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、大阪府では新型コロナワクチン 4 回目接種の推進のため、「高齢者施設等」を対象とした巡回接種を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大等をふまえ、新たに「居宅サービス事業所・訪問系サービス事業所」も巡回接種の対象としました（別紙参照）ので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急速に進む中、重症化リスクが高い高齢者施設入所者の方などへの 4 回目接種は極めて重要です。4 回目接種を迅速に進めるため、接種医療機関の確保が困難な施設・事業所等におかれましては、下記の留意事項を確認のうえ、府の巡回接種チームをご活用ください。

【留意事項】

- ・本事業は大阪府が委託した民間医療機関が接種を行います
- ・ワクチン接種は、ご本人の同意がある場合にのみ実施いたします
- ・18 歳以上 60 歳未満の高齢者施設等の従事者も 4 回目接種の対象となったことから、施設入所者等とあわせて従事者に接種を行うことも可能です
- ・本事業の概要については、下記の府ホームページをご確認ください

https://www.pref.osaka.lg.jp/kansensho/vaccine/daikou_junnkai.html

※ ホームページに記載のある「接種券の代行手配」については、「居宅サービス事業所」・「訪問系サービス事業所」は対象外です。

【大阪府巡回接種チーム】

- ① 内容
接種医療機関の確保が困難な高齢者施設等に対し、府の巡回接種チームによる接種を実施
巡回接種実施期間：令和 4 年 9 月 30 日(金)まで
- ② 利用方法
下記問い合わせ先に電話で申込をお願いします
- ③ 問い合わせ先
大阪府巡回接種事務局
電話：072-247-5260 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）

担 当：大阪府健康医療部ワクチン接種推進課
市町村支援グループ 工藤・山崎
電 話：06-4397-3542
M a i l：vaccinesesshusuishin@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府巡回接種チームの対象施設

【拡大前】下記施設の入所者が対象

<p>(介護保険施設) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院</p>
<p>(居住系介護サービス) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護</p>
<p>(老人福祉法による施設) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム</p>
<p>(高齢者住まい法による住宅) サービス付き高齢者向け住宅</p>
<p>(生活保護法による保護施設) 救護施設、更生施設、宿所提供施設</p>
<p>(障害者総合支援法による障害者支援施設等) 障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）、福祉ホーム</p>
<p>(その他の社会福祉法等による施設) 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、原子爆弾被爆者養護ホーム、生活支援ハウス、婦人保護施設、矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）、更生保護施設</p>

【拡大後】上記に加え、下記事業所の利用者も対象

また、入所者・利用者に接種を行う際には、各施設・事業所の従事者にも接種可能

<p>(居宅サービス事業所等) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援 (注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む</p>
<p>(訪問系サービス事業所等) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 (注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。</p>